

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 元吉 俊博

## 1 日 時

平成29年12月7日（木） 午前10時41分から  
午前11時56分まで

## 2 場 所

第6委員会室

## 3 出席した委員の氏名

元吉俊博、吉富英三郎、森誠一、鴛海豊、阿部英仁、藤田正道、馬場林

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、大友栄二、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 太刀川浩一 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第126号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第108号議案については可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、第120号議案については可決すべきものと土木建築委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県迷惑行為防止条例の改正案に関する県民意見募集結果について、大分東警察署新築工事の状況と今後の予定について及び第三次大分県特別支援教育推進計画（案）についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (5) 県内所管事務調査を実施することを決定した。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介  
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

# 文教警察委員会次第

日時：平成29年12月7日（木）10：15～

場所：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係

10：15～10：45

### (1) 諸般の報告

- ①大分県迷惑行為防止条例の改正案に対する県民意見募集結果について
- ②大分東警察署新築工事の状況と今後の予定について

### (2) その他

## 3 教育委員会関係

10：45～12：15

### (1) 合議案件の審査

- 第120号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 第108号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

- 第126号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

### (3) 諸般の報告

- ①平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（速報値）について
- ②第三次大分県特別支援教育推進計画（案）について
- ③竹田高校剣道部住民訴訟について
- ④大分県公立学校教員育成指標の策定について

### (4) その他

## 4 協議事項

12：15～12：20

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県内所管事務調査について
- (3) 県外所管事務調査について
- (4) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**元吉委員長** ちょっと時間が下がりましたが、ただ今から文教警察委員会を開きます。

また、本日は委員外議員として麻生議員、大友議員、堤議員に出席いただいております。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に発言をお願いします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件及びほかの委員会から合い議のあった議案2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査を行います。

まず、10月4日付けで太刀川警察本部長が就任しておりますので、改めて御挨拶をお願いいたします。

**太刀川警察本部長** おはようございます。10月4日付けで大分県警察本部長に着任いたしました太刀川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

元吉委員長を始め、委員の皆様には警察業務の各般にわたって御指導と御協力を賜っておりまして、誠にありがとうございます。

県警察では、今、県民とともに歩む力強い警察という運営方針を掲げ、治安を取り巻く諸課題に取り組んでいるところでございます。その現下の治安情勢についてでございますけれども、刑法犯認知件数は減少傾向を維持しているものの、特殊詐欺被害や交通事故死者は増勢にあります。また、来年の国民文化祭や再来年のラグビーワールドカップ、これに備えた警備諸対策を始め、近年頻発の傾向にあります豪雨や地震等の災害への備え、不正アクセスなどのサイバー犯罪対策、凶悪事件に発展するおそれのある子ども、女性に対する声掛け、DV、ストーカー事案対策、更には山口組の分裂に伴う暴力団同士の抗争への警戒など、県警察が取り組むべき課題は山積

しております。

おとといの一般質問に際しても申し上げましたけれども、このような情勢下で不祥事案が続発し、先般も警察職員による条例違反が発生したことは誠に申し訳ないことと存じております。今後はその絶無を期するとともに、職員一人一人が旺盛な士気の下、しっかりとその任務を全うすることで、県民の皆様の信頼と協力を得ながら成果を上げ、日本一安全な大分の実現に向けて、組織一丸となって取り組んでいく所存でございます。

委員の皆様方におかれては、引き続き県警察、その業務への特段の御指導と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**元吉委員長** 先ほど、不祥事の件もございまして、本部長始め幹部職員の皆さん方と突っ込んだいろんな議論、意見も交わさせていただいたところでございました。多くの県警職員の皆さんがしっかり本当に現場でやっていただいております中で、ほんの一部の不祥事が全体の足を引っ張るというようなことでありまして、是非末端署員に至るまで徹底した綱紀粛正をお願いしてまいったところでございます。その点、本部長1人の力ではどうしようもございませんので、幹部の皆さん、また出先、署の皆さん方の全体の力で再出発をしていただきますことを切にお願いするところでございます。

それでは、次第に沿って委員会を進めます。

今回、警察本部関係の議案はありませんが、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

**江熊生活安全部長** 文教警察委員会資料の1ページを御覧ください。

9月の常任委員会で御報告しました大分県迷惑行為防止条例の一部改正案について、県民意見募集手続が終了しましたので、県民から寄せられた意見や県警の対応等について御

報告いたします。

まず、1の改正概要について簡単に御説明します。

(1)の卑わいな行為の禁止関係ですが、下着等を盗撮する目的で写真機等を下着等に向ける・設置する行為を禁止します。こうした行為も一連の盗撮行為の態様として整備し、規制するものです。また、盗撮の規制場所としてこれまで規制されていなかった公共の場所以外の場所等、例えば会社の事務所や学校の教室、塾、タクシーや貸切りバス等も規制場所に加えます。

次に(2)の嫌がらせ行為の禁止関係ですが、住居等の付近をみだりにうろつく行為やSNS、ブログ利用の嫌がらせ行為も禁止行為の態様として追加します。

最後に(3)の罰則(条例第11条)関係ですが、条例第10条の嫌がらせ行為について、常習者への罰則規定を設けます。

次に2ですが、パブリックコメントの結果、6名の方から15件の御意見が寄せられました。

次に3の意見の概要ですが、改正内容に対しては、全て賛成意見を頂いています。

特に、15件中9件は盗撮に関する意見で、スマートフォンの普及等に伴い、県民の盗撮に対する不安の声や規制強化・厳罰化を求める声など、盗撮に対する厳しい姿勢が多く寄せられています。

次に4の意見の要旨です。詳細は別途一覧表のとおりですが、幾つか抜粋して御報告します。

まず、(1)の卑わいな行為の禁止関係です。

「再犯率が高いと言われる盗撮において、画像が残っていないから処罰できないというのは考えられない。盗撮から性犯罪へ移行することも否めないから、写真機等に向ける行為から禁止すべき」、「下着や裸を盗撮することに許される場所と許されない場所があることに驚いた。場所に関係なく盗撮を厳しく禁止すべき」、「常習者に重い罰則を科して

凶悪事件への発展を防止するのであれば最大限重い罰則にすべき。盗撮等の迷惑行為、ひいては性犯罪への助長を防ぐためにも厳罰化が必要」、「ストーカーの被害に遭ったことがあり、自宅周辺をうろつかれたりした。自宅で浴室などをのぞかれたり盗撮されたりするのが心配で怖かった。このような行為を防止するためにも是非厳罰化が必要」、「画像が1度ネット上で拡散されると削除できないためとても怖い」などの声が寄せられています。

盗撮の未然防止や再犯防止の観点からも、全体的に盗撮に対する規制強化や厳罰化を求める声が多くなっています。

その他、「盗撮に気付かない人が大部分なので盗撮をどうやって見つけるかが問題」等の意見もありました。

次に、(2)嫌がらせ行為の禁止関係です。

「反復して住居等の付近をみだりにうろつく行為を追加してもよいと思う。反復していない場合でも警察の事前警告があってもよい」、「SNSを用いた被害の話をよく聞く。こうした事案に対応するためにも改正は必要であると思う」など賛成意見が寄せられています。

事前警告の話もありますが、条例はまず規制することによって予防することが目的ですので、警察で事案を認知した場合、必要により早期警告を行い、被害の拡大防止や再発防止を図っていきます。

SNSやブログを利用した嫌がらせ行為についても、若者を中心に学校でのトラブルやネット上のトラブルから、こうした嫌がらせ行為に関する相談が多数寄せられており、条例改正を機に周知・啓発していき、予防につなげていきます。

最後に(3)罰則関係ですが、これについても「他県と同等の罰則規定が望ましく改正案で十分」、「常習者が出るのが問題なので、初犯から厳しくすべきと考える」などの意見を頂いております。

嫌がらせ行為の常習性の罰則規定は既に3

6都道府県で規定されていますので、本県でも同程度の規定を設け、未然防止や凶悪事件への発展防止に努めてまいります。

最後に、5の意見に対する対応であります。

今回、県民から寄せられた意見で、特に盗撮に関して、住居に対する盗撮への不安や場所に関係なく盗撮を厳しく禁止すべきこと、性犯罪への発展防止に向けた厳罰化など、厳しい声が寄せられています。

県民意見募集で提示した改正案では、会社や学校の便所・更衣室、住居等が規制場所の対象外でありました。

今回の県民の声を受け、こうした場所に対しても条例で盗撮を規制する方向で検討を行い、女性や子どもの安全につなげていきます。

以上で、条例改正に伴う県民意見募集結果について、御説明を終わります。

**元吉委員長** 説明いただきましたが、質疑、御意見等はございませんか。

**堤委員外議員** 前から気になって、委員外議員で発言してきたんやけど、向ける行為を基本的に罰しましょうということなんだけれども、えん罪の問題がどうかと非常に危惧されるんですよ。誰もいないところで、夜、防犯カメラがないような場合、写真機を向けましたと、本人が訴えましたと。それも証拠としては何もないじゃないですか、向けたという行為が本人が言うだけなんだから。そこら辺のえん罪を防止するための対策というのはどう考えればいいんですかね。

**江熊生活安全部長** もちろんそれが本人と被害者と言いますか、2人だけとなりますと、それは立証がもう困難な話であります。ですので、そのときに向けただけかもしれませんが、本人になぜそこでカメラを持っていたとか、いろんなほかの周りの状況から本人にいろいろ尋ねていって、それで本人が何かを話して、その話した内容がきちんと後で立証されると、そういったことから詰めて捜査をしていく必要があるかと思えますけど、こっちの意見だけで本人を罰していくということはまず無理だと。検察庁に送ったとしても、

それは無理だと思います。

**堤委員外議員** 一番心配するのは、痴漢えん罪事件で、何も証拠がないと。本人だけの言い分で、それが検挙されれば、結局加害者が仕事を失ってしまうとか、そういうことになって本当何年も苦勞されている人というのは結構えん罪事件でいるんですよ。だから、そういうことが是非ないように、今回の迷惑行為防止条例については本当に厳正な立場で臨んでいただきたいと、それは切に願いたいと思います。

**元吉委員長** ほかに御質疑等もないようですので、次の報告をお願いします。

**加門警務部長** 現在建設中の大分東警察署新築工事の状況と、今後の予定について御報告いたします。6ページを御覧ください。

1の工事の状況と新庁舎の概要であります。が、(1)の工事の状況につきましては、工事は順調に進んでおり、11月末現在で全体の90%が完成しております。

庁舎は、躯体がほぼ完成し、現在は内装の仕上げ工事を進めている状況です。

また、外構は、車庫などの附属棟がほぼ完成いたしまして、12月中旬頃から、敷地内の舗装工事に入る予定となっております。

現在の状況は、資料の7ページに写真を付けております。

(2)の新庁舎の概要につきまして、御説明いたします。

庁舎は鉄筋コンクリート造り4階建て、延べ床面積は約4,288平方メートル、これは現庁舎の約2倍となります。

敷地は、大分市鶴崎の旧住友化学大分工場所有地で、面積は現在より若干広い約6,200平方メートルとなっております。

建設費は、設備工事も含め約13億1,400万円であります。

新庁舎の特徴といたしましては、まず防災対策として、津波浸水被害の想定外の場所に移転し、震度7程度の耐震強度を確保したほか、非常用発電機を4階に設置し、被災時にも電源を確保できるよう備えています。

省エネ対策では、LED型照明器具やペアガラスの採用はもちろん、空調効率を向上させ、外部からの視線も遮断するルーバーを外壁面に設置しております。

また、積極的に県産材の活用もしております。また、各受付カウンターに日田市の杉を、道場の壁には日田市のヒノキを使用しているほか、正面玄関の床には、大分市の吉野石を使っております。

そのほかには、休憩室など女性用施設の充実や各課ごとに会議室や倉庫を設けるなど、職員が働きやすい環境に配慮しております。

次に、2の今後のスケジュールであります。完成・引渡しは、当初の予定どおり来年1月31日となる見込みであります。

その後、新庁舎への移転は2月10日、11日の土日に行い、振替休日となる翌12日の月曜日、午前9時に開署する予定であります。

また、しゅん工式は、2月22日の木曜日、午前11時開式の予定で現在準備を進めております。

しゅん工式には、文教警察委員の皆様のほか、県知事や県議会議長、大分市長など、約80名の方へ案内状をお送りする予定にしており、年明け早々に発送できるよう準備を進めております。御出席を賜りますようお願い申し上げます。

**元吉委員長** 説明を受けましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑もないようでございますので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別にないようですので、これをもって警察本部関係の審査を終わりたいと思います。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

続いて、教育委員会が入室しますので少々お待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**元吉委員長** これより教育委員会関係の審査に入ります。

また、本日は委員外議員として麻生議員、大友議員、堤議員に出席いただいております。

まず、合い議議案の審査を行います。

議案番号は前後しますが、初めに土木建築委員会から合い議のありました第120号議案公の施設の指定管理者の指定についてのうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**工藤教育長** 初めに私から一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には日頃から教育行政の推進に御尽力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。本日の委員会では、議案3件、諸般の報告4件について説明、報告させていただきます。各事項はそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、どうぞよろしく願います。

**井上体育保健課長** 議案書の76ページをお開きください。

第120号議案公の施設の指定管理者の指定についての教育委員会に関係する部分を御説明します。

この議案は、その2にありますように、大洲総合運動公園と県立総合体育館の管理を行わせる指定管理者を指定するものでございます。

説明資料の1ページを御覧ください。

教育委員会が所管する県立総合体育館につきましては、土木建築部が所管する大洲総合運動公園と一体的に管理しており、今年度末に指定管理者の更新を迎えます。

指定管理者の選定及び指定期間につきましては、公募を原則としておりますが、県立総合体育館は平成32年4月に大分市に移管する予定となっていることから、県の規定では移管が決まっている施設については任意指定ができることになっております。

指定期間につきましては、大分市に移管す

るまでの平成30年4月から平成32年の3月までの2年間でございます。

指定団体につきましては、現在のファビルス・プランニング大分共同事業体を任意指定したいと考えております。

基準価格でございますが、これまでの実績に基づき算定した委託料の上限価格を定めたもので、2億7,920万8千円になっております。

次に、提案価格でございますが、これは事業者からの提案のあったもので、2年間の合計は2億7,870万円で、基準価格を50万8千円下回っております。

最後に、選定理由でございますが、指定期間が2年間であるため、安定した施設の運営が可能である現指定管理者を引き続き選定したところでございます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑等もないのでこれより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと土木建築委員会に回答することに決定いたしました。

次に、総務企画委員会から合議のありました第108号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**法華津教育人事課長** それでは、議案書の12ページをお開きください。

第108号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち、本委員会合議分について御説明いたします。

議案書の42ページをお開きください。

第12条学校職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてであります。

本条は国の義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、教員の特殊勤務手当のうち、修学旅行等引率指導業務手当や部活動手当等について、所要の改正を行うものであります。

内容等につきましては、説明資料の2ページを御覧ください。

まず、1の改正の理由でございます。

(1) 国の教員給与の見直しにありますとおり、教員給与につきましては、第2期教育振興基本計画を踏まえ、国は平成29年度予算におきまして、義務教育費国庫負担金を見直し、教員の特殊勤務手当のうち、教員特殊業務手当の増額措置を講じております。

今回、(2) 本県の対応にありますとおり、国の予算措置や人事委員会の報告等を踏まえ、教員特殊業務手当額の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容でございます。

改正する教員特殊業務手当は3種類ございます。①の修学旅行等において生徒を引率し指導業務を行う修学旅行等引率指導業務手当、②の対外運動競技等において生徒を引率し指導業務を行う対外運動競技等引率指導業務手当、③の部活動における生徒に対する指導業務を行う部活動手当について、国の予算措置に準じ、それぞれ現行の手当額を増額するものであります。

なお、条例の施行期日は、平成30年4月1日を予定しております。

**元吉委員長** 説明は終わりましたが質疑、御意見はありませんか。

**阿部委員** 部活動手当を教育委員会規則で規定というのは、多分、1か月、例えば、30日とか31日間でという規則になっていると思うんだけど、土日、祭日とかは入らないの。

**法華津教育人事課長** 部活動手当につきましては、休日とか週休日に部活動指導を行った場合に支給されるものであります。具体的に言いますと、2時間から4時間部活動業務に従事した者については、現行1,400円を規則で1,800円に、4時間から6時間については3千円を3,600円に、6時間以

上については4千円を4,800円に引き上げたいと考えております。

**阿部委員** それは教育委員会規則で定めているわけよね。後でいいから、規則を見せてくれんかな。（「はい」と言う者あり）

**鴛海委員** 特殊勤務手当の位置付けなんですけれども、これは、私も初めてなのでわからないのですが、他県でもこういう趣旨の手当を特殊勤務手当にされているのかどうかということと、一般的に言えば、危険、不健康だとか、そういうものについて出すのが特殊勤務手当だと認識しているんですけど、この辺の実態が他県と整合性があるのかどうかお尋ねします。

**法華津教育人事課長** 特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、その特殊性を給料月額及び給料の調整額で考慮することが適当でないと認められるものが対象となっております。本県の特殊勤務手当につきましては、1度大幅な見直しを行いまして、国や他県にない手当は既に廃止をしているところでございます。

**元吉委員長** ほかに質疑もないようでありますので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で合議議案の審査を終わります。

次に、付託議案の審査を行います。

第126号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**森崎教育財務課長** 議案書の83ページをお開きください。

第126号議案大分県立学校の設置に関する

条例の一部改正について、御説明いたします。

本議案は、議案の最後の理由でございますように、住居表示の実施に伴い、県立大分南高等学校の位置の表示を変更する必要があるため、条例別表について大分市大字中判田2,373番地1を大分市判田台南1丁目1番1号と改めるものです。

施行期日については、附則にございますように、住居表示の実施日であります平成30年1月6日としております。

**元吉委員長** 説明は終わりましたが、質疑は別にございませぬ。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** それでは質疑もないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①の報告をお願いします。

**宗岡学校安全・安心支援課長** それでは、私からは平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について御報告いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

調査対象期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までで、対象は国公立学校でございます。

まず、2の暴力行為について御説明します。

暴力行為の発生件数は、小・中・高等学校合わせて316件で前年度の288件より28件増加いたしました。

(2)の発生状況は、対教師暴力が33件、生徒間暴力が180件、対人暴力が10件、器物損壊が93件です。状況としましては、自分本位の考え方や友人とのふざけ合いから暴力行為に至った事案や、注意されたことに



腹を立てて暴力行為を行うなど、特に器物損壊の事案が増加しました。

次に、3のいじめについて御説明します。

(1) いじめの認知件数ですが、小・中・高・特別支援学校合わせて3,706件で、昨年度の3,777件より71件の減少となりました。児童生徒千人当たりの認知件数は29.7件で、これは昨年度より0.2ポイントの減少ですが、全国平均の23.9件を上回っております。

また、(2) 認知したいじめのうち解消しているものは3,264件で、解消率は88.1%となっており、昨年度より3.4%の増加となりました。

認知件数の高止まり状況は、重く受け止めておりますが、一方で、いじめは見えにくい傾向にあるにもかかわらず、学校現場の先生方が初期段階のものも含めて早期発見に積極的に努めている成果とも捉えています。また、解消率は増加したものの、依然1割を超える児童生徒が解決に向け取組中であり大きな課題と認識しています。

次に4の小中学校における不登校について御説明します。

(1) の不登校の状況ですが、小中学校の不登校児童生徒数は1,233人であり、昨年度の1,194人より39人増加いたしました。千人当たりの不登校児童生徒数は全国と同じく13.5人で、昨年度の13.0人より0.5人増加しました。

説明資料の4ページを御覧ください。

(2) として、今年度から調査項目に加えられた90日以上欠席している児童生徒数は706人で、全体の57.3%を占めています。

(3) の不登校の要因については、28年度は、表の右から2番目にある家庭に係る状況が34.1%で最も多く、次いで表の中ほどの学業不振が29.4%、その二つ左の欄のいじめを除く友人関係をめぐる問題が27.2%となっています。

(4) 不登校児童生徒への指導結果状況、

いわゆる復帰した児童生徒数ですが、454人で、全不登校児童生徒のうち36.8%となり、全国の28.1%を8.7%上回っております。

授業改善や学級集団づくり、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーを活用した教育相談の充実、家庭環境への対応の取組が引き続き重要と考えております。

資料の5ページをお開きください。

5の高等学校における不登校、中途退学について御説明いたします。

(1) 高等学校の不登校生徒数は595人で、昨年度の681人より86人減少いたしました。千人当たりは19.0人であり、昨年度の21.4人から2.4人減少しました。

また、(2) の高等学校の中途退学者数は460人で、昨年度の536人より76人減少しました。千人当たりの中途退学者は14.0人で、昨年度の16.0人から2.0人減少しました。

不登校の数が減少した理由を(3)の不登校の要因で見ると、平成28年度は表の一番右側にある「左記に該当なし」という項目が、これは小中の調査も同様ですけれども、新たに追加されましたが、表中ほどの学業の不振と右から2番目の家庭に係る状況で大きく減少したことが一因と考えております。

最後に、(4) 高等学校における中途退学の理由ですが、平成28年度の中途退学者が減少した理由として、学業不振と進路変更を理由とした中途退学者数が減少したことが大きな要因と考えています。

資料の6ページを御覧ください。

6の不登校対策の取組について御説明いたします。

今年度から新たに(1) 不登校児童生徒支援体制整備事業に取り組んでおります。

そこにア、イ、ウと3点記載しておりますけれども、ウの教育支援センター合同宿泊体験活動について御説明します。

これは県下の教育支援センターに通級している児童生徒が合同で自然の中での集団活動

や宿泊体験を行うものであります。

第1回は9月に香々地青少年の家で実施し、参加者は県と国東市のセンターに通う子どもたちでした。子どもたちからは「きずなが深まった」、「みんなと協力できて楽しかった」、「知らない友達と仲良くなれた」との感想を頂いております。第2回は来年1月に九重青少年の家を中心にスキー体験などを実施する予定でございます。

(2) 地域不登校防止推進教員配置事業です。今年度、不登校未然防止と支援を目的に全県に中学校19名、小学校3名、計22名を配置しています。

これまでの取組により、中学校における不登校生徒数の減少などに一定の成果を上げております。来年度からは、配置校やその地域での不登校対策に加え、いじめ、貧困対策を推進することとしまして、新たな役割として、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカーとの調整、小中の連携などに当たることとしております。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

**阿部委員** 大変詳細に調べて報告いただいています。この図だけ見れば27年度、28年度対比で言っているんですけど、これだけ詳細に調べれば、原因をそういうことが起こっている小中学校、高等学校にバックしておるとは思うんです。それに対する努力の成果はそれなりに出ているんじゃないかなと思います。この暴力行為というものはその都度、その都度いろんなことであるでしょうけど、例えば、いじめだとか不登校とかについては、何らかのやはり努力によっては解消していくと思うんです。これは27年度もやったんでしょうけど、それぞれの学校のこういう数字というのは、それは学校から報告があってこの数字が出ているの。その上で今度、それぞれの学校に対してはどうやっているわけ。

**宗岡学校安全・安心支援課長** 小中学校につきましては、市町村の教育委員会、それから

教育事務所の生徒指導の担当者を集め会議をもちまして、この内容を報告しておりますし、県立学校はそれぞれの学校の生徒指導主任を集めまして調査結果を報告しております。私学につきましては、私学振興・青少年課が私学にバックをして、そして課題のあるところ、それから今後取り組むべき内容について説明をし、指導しているところでございます。

**阿部委員** 高等学校は直接県の教育委員会から下りるわけなんで、そういう点では小中学校と高校とを対比をしたときに若干の効果が出ているのかなという感じはするんですが、そういうことがありますよということも含めて、教育委員会が窓口であるならばやっぱり下ろしていかないと、やはり高校で効果が出ているということは、まさにそこが一つの事柄でしょうから、教育委員会によってもいろんな温度差があるでしょうから、そのところも是非高等学校と同じような対応をしていただくように努力してください。

**藤田委員** 基本的なところを教えていただきたいんですけども、不登校の児童生徒の状況で、28年度で、不登校のうち出席日数がゼロの者という方が45人おられますよね。この子たちは進学せずにもう1回同学年に残るといことになるんでしょうか。

**宗岡学校安全・安心支援課長** 原級留め置きという制度もございませぬけれども、学校に来られないということでありまして、何らかの判定のための定期テスト等も行うようなことを家庭でしながら、進級の判定をしていると考えております。詳細に把握はしておりませぬけれども、原級留め置きでおる子どもという状況は今のところ聞いていません。

**藤田委員** 不登校になっている児童生徒さんが28年で1,233人ですね。不登校のままで、例えば、中学3年生で卒業された方が何名ぐらいおられて、その方々がその後、高校に進学しているのか、若しくはそのまま不登校、ひきこもりの状態になっているのかというのはデータのどこかで分かるものがあるんですか。

**宗岡学校安全・安心支援課長** 調査については市町村の教育委員会、そして学校から上げていただいておりますけれども、数字のみで上がってきておまして、個別の子どもの名前等については調査対象となっております。現在、そのところが私ども課題と捉えておまして、市町村の教育委員会と個別具体の子どもさんの今後の後追いをしたいということで協議していますが、どうもその個人情報との関係で非常に難しい部分が今ありまして、そこについてはちょっと努力をしているところであります。

**藤田委員** いわゆるひきこもりの対策、若しくは未然防止という観点でとても重要な部分だと思うんですね。是非関係各部署と連携して、個人情報の問題もありますけれども、もっと突っ込んで現状の分析と現状把握に努めていただきたいと思います。

**馬場委員** 5ページに高校における中途退学の理由別人数の中で、中途退学者数は前年度に比べて減ってきていると思うんですけども、進路変更が27年度223人、28年度164人で、この進路変更をした理由とかいうのは、どういう形での進路変更になるの。

**宗岡学校安全・安心支援課長** 高校の場合は、子どもが望んで受験して高校に行くんですけども、入ってみて、どうもこの学校は自分に合わないということで、途中で退学をして違う高校に編入し直すというようなことが理由です。

**馬場委員** 退学して進路変更……。一遍辞めていくのか、それとも、そこに転校というような形をするのか、その中は分かるんですか。

**宗岡学校安全・安心支援課長** ここの数字は中途退学ですので、全員が1度学校を辞めています。

**馬場委員** それは学校を退学して行ったという。

**宗岡学校安全・安心支援課長** そうです。

**堤委員外議員** 小中学校と高校で、やっぱり無気力、不安で不登校になるというのが結構多いのね。そういうのは隠れている病気、発

達障がいつか、いろんな問題の可能性もあるんだけど、そこら辺の対策と、あと「左記に該当なし」というのは家庭と学校以外に何か理由があると思うんだけど、ちょっとそれだけ教えていただければ。

**宗岡学校安全・安心支援課長** 今議員が言われたように、本人に係る要因というところが様々あるわけですが、その中で、無気力、不安というところについては、いわゆる魅力ある学校づくりと、若しくは授業改善等を含めて、そこを真剣に取り組んでいくということが一番だろうと対応としては考えております。

「左記に該当なし」という項目が、28年度、今回の調査から新しくできたわけですが、文科省の方針としてなぜ作ったのかということで、御覧になると分かるように昨年度まではなかったもので、学校で保護者や子どもと話をしながらどこに原因があるのかと探って、昨年までは複数回答ですけどもいずれかに当てはめていたと。そうすると、確度という点でちょっと曖昧な部分があるということで、どの分類にも入らないものを「左記に該当なし」と作ることによって、この学校や家庭からの状況の確度を上げるということでここに付け加えました。そして、この部分は、学校、家庭に係る状況に当てはまらないものということで、さっき言われましたように本人の特性、あるいは無気力であり、学校に行く気になれないといった部分や、あるいは学校、家庭以外に居場所を求めて、非常にそちらにいる方が楽しいというような理由といったものも「左記に該当なし」ということで上げるようにしています。

**吉富副委員長** ほかに御質疑もないようですので、次の②の報告をお願いします。

**後藤特別支援教育課長** 説明資料の7ページをお開きください。

第三次大分県特別支援教育推進計画の案について御説明申し上げます。

現在進行中の第二次大分県特別支援教育推進計画は、本年度で終了いたします。そこで、

本年4月、学識経験者や保護者の代表、障がい者団体の代表等の24名の外部の委員から成る第三次大分県特別支援教育推進計画検討委員会を設置し、次期計画についての審議をお願いいたしました。

上段の4月27日から11月8日までの経過でお示ししておりますのは、主な審議経過です。11月8日には、審議内容が大分県における今後の特別支援教育の在り方としてまとめ、報告書として答申いただきました。

次に8ページを御覧ください。

こちらはその報告書の概要です。報告書では、主な内容として、1番の①、白マルの四つ目、小・中学校等、高等学校における特別支援学校教諭免許状保有率の向上が、またその下の②にあります。特別支援学校でも同様の内容が必要と述べられました。

9ページをお開きください。

教育環境の整備としては、1の①の一つ目の白マル、障がい種ごとの教育充実を見据えた学校の在り方の検討と適切な再編、続いてその下の②になりますが、知的障がい特別支援学校の在り方の二つ目の白マル、大分市内の大分支援学校、新生支援学校の教室不足については、抜本的解消策を検討などが挙げられています。

この大分県における今後の特別支援教育の在り方（報告書）を受けて、大分県教育委員会として第三次大分県特別支援教育推進計画を策定したいと考えております。現在、その案についてパブリックコメントを実施しているところです。

それでは、第三次大分県特別支援教育推進計画（案）につきまして、概要版を使って御説明いたします。

10ページをお開きください。

基本方針を「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」としました。そして、方策の柱は、1の「障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備」

と、中ほどになりますが2の「特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上」の二つとしています。

まず、1の教育環境の整備について御説明いたします。④盲学校・聾学校・別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育充実を見据えた適切な再編整備、⑤知的障がい特別支援学校における運動場等の狭さや教室不足の解消、⑥進路希望達成につながる教育を行う新たな教育環境の整備などを掲げました。

また、2の専門性の向上では、⑨にお示ししておりますが、必要最低限の専門性を担保するという意味で特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状保有率の100%を目指し、原則、特別支援学校在勤2年以内を取得としています。小・中学校等においても市町村教委と連携して取り組み、保有率を向上させたいと考えています。

そして、⑬全ての教職員を対象とした研修として、エリア別に特別支援教育コーディネーター全員を対象に研修を実施し、各学校でコーディネーターによる校内研修を行います。また、大分大学教育学部附属特別支援学校を活用した体験的研修の実施なども計画したいと考えております。

なお、第三次推進計画の期間は平成30年度から34年度の5か年です。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりましたが、質疑等はございますか。

**堤委員外議員** 特別支援学校の司書の関係ね。半分ぐらい司書の配置があるんだけど、今後この計画の中で、司書の位置付けとか、そういうのは何か具体的にあるんですかね。今後ないところは設置するとか、そういうのはありますか。

**後藤特別支援教育課長** 司書の配置については、また関係課と協議をして検討を進めたいと思っております。

なお、お手元に推進計画の案の冊子をお配りしておりますので、またそちらもお読みいただければと思います。

**堤委員外議員** 盲学校の重油が漏れた件、あれもうそろそろ終わるかな。抜取りとかをしていただくと、そこら辺を一つだけ教えて。

**森崎教育財務課長** 重油については、今年度から2か年かけて行い、きれいな土に替えるようにしております。今年度は盲学校側、来年度が金池小学校側の予定でやっておりまして、2か年で重油による汚泥土をきれいな土に替えるという作業を今やっているところでございます。

**堤委員外議員** なら、ほとんど今現在は影響、土の入替えをすれば、もうほぼ100%回収という認識でいいのかな。

**森崎教育財務課長** きれいな土に完全に入れ替えてしまうという認識でございます。

**元吉委員長** ほかに御質疑もないので、次第の③の報告をお願いします。

**井上体育保健課長** 説明資料の11ページを御覧ください。

竹田高校剣道部に係る住民訴訟について、判決が確定しましたので御説明します。

中ほどの4の一審判決につきましては、被告は元顧問に対し、100万円及びこれに対する平成25年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよというものでございました。

この判決に対し、福岡高等裁判所に控訴しましたが、平成29年10月2日に控訴審の判決が出ました。

その内容は、5の二審判決の(1)主文にありますとおり、本件控訴及び附帯控訴をいずれも棄却するというものでした。

6の判決後の対応等につきましては、(1)対応にありますとおり、上告は行わないこととしました。

その理由といたしましては、事実認定の争いは控訴審までであり、重過失がないとの当方の主張が再度受け入れられなかったことを考慮すると、これ以上、訴訟を継続することは困難であると判断したことによるものでございます。

(3)にありますとおり、平成29年10

月17日に判決が確定いたしました。

なお、元顧問に対し、確定判決に基づく請求を行い、平成29年11月28日に遅延損害金を含む122万8,904円が納付されました。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 質疑等もないので、④の報告をお願いします。

**法華津教育人事課長** それでは、説明資料の12ページをお開きください。

大分県公立学校教員育成指標の策定について、御説明します。

教員育成指標につきましては、本年4月1日に施行された教育公務員特例法の一部改正に伴い策定するものであります。

策定の趣旨は、大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築するものであります。

13ページを御覧ください。

指標は県教委及び県内の教員養成大学、市町村教育長会、全ての校種の校長会で組織いたします大分県公立学校教員育成協議会での協議を経た上で、10月24日、県教育委員会で決定いたしました。

説明資料の14ページを御覧ください。

教員育成指標の概要について、御説明いたします。

指標は、下段に記載しています求められる教職員像を育成のベースとした上で、表頭にある第0ステージから第4ステージのキャリアステージに応じて育成を図ることとしております。

第0ステージ(養成期)については、大学での養成時期を、第1ステージ(基礎形成期)は教諭として採用された時期を、第2ステージ(発展期)は、教務主任、学年主任等の主要主任の時期を、第3ステージ(充実・深化期)は学校マネジメントの中核を担う主

幹教諭・指導教諭等の時期を、第4ステージ（円熟期）は校長・教頭等の管理職、エキスパート教員としての時期を想定しております。

次に、左の表側につきましては、教職としての素養、教職の実践の観点から資質・能力について整理をしております。

また、一番下の教職の実践、組織としての学校を支えるマネジメント力として、第2ステージ（発展期）以降については、現在、本県で進めております芯の通った学校組織を意識した取組を指標に取り入れたところであります。

今後、法律にのっとり、この指標を踏まえ、30年度の教員研修計画を策定することとしております。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりましたが、質疑、御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** それでは質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

**岩武教育次長** 先ほどの不登校と中途退学のところでちょっと補足説明があるんですが、よろしいでしょうか。

**元吉委員長** はい。

**岩武教育次長** 先ほど委員から御質問があった件で、資料の5ページになります。

5ページの一番下の欄の高等学校における中途退学の理由別人数というところで、進路変更が164人ということで、この数について質問がございました。ちょっとこれを補足説明させていただきます。

中途退学する主な理由としては、家庭のいろんな事情とか個人的な事情もあるんですが、例えば、学科が合わないということで学科を変えろという場合、それから、不登校等の理由で全日制の高校が難しいので、例えば、通信制の爽風館高校に変わるというような例がございます。

特に、先ほどもありましたがなかなか学校に行けない、出席日数がゼロに近いとかいう子どもについては、全日制の高校ではちょっ

と難しいので、爽風館高校の通信制に行こうという子が結構多くございます。爽風館の場合、1日も学校に行っていない、つまり単位数がゼロの子については、爽風館が単位制という関係から、一旦全日制の高校を退学して、爽風館に入り直すという形を取るものですから、その分のカウントもこの164人の中に入っていると考えていただければと思います。そういうことで、164人が本当に完全に中途退学してよそに行ってしまったということではなく、通信制へのつなぎという数もかなり含まれているということでございます。

**元吉委員長** ちなみに爽風館に去年の実績でどのくらい行っているんですか。

**岩武教育次長** 爽風館に退学して行った子ですか。済みません、ちょっと今。

**阿部委員** ついでに、せっかくそういう話が出たんで。

子どもたちが、自分がついていけないからとか、自分がどうだからこちらに行こうなんていう判断は多分できないと思うんですよね。そうすると、先生が「君はもうこういうことだから、通信の方に行ったらどうだ」という指導をしているんじゃないかと推測するんだけど、そのときに素直に、「ああ、そうですね」という論理になるのか、そこで挑発的に、「もうこれ以上居ても通用しないよ」とか、「居れないよ」というようなことがないようにしておるとは思うんですけれど、そのところはどうなんですか。よく納得して、「自分の環境がこうだから、それならそっちに行って頑張ろうか」というところまで指導しないと、ただ、こげえ言っちゃ悪いけど、「いても困るから、君はもうこっちに行け」とかいうことじゃないと思うんですけれど、そういうことにならんように、そこは気をつけないと、そこから逆の方向に進んでしまいかねないんじゃないかなという感じがするんですけどね。

**岩武教育次長** やはり進路変更をする場合、それから仮に全く出席していなくても、もう1年留年してでも頑張ろうという子もおります。子どもにとってどういう形がいいかとい

うのは、かなり時間を掛けて生徒、保護者と話さないと結論が出てきませんので、そういう不登校状態になってから、進路変更という結論が出るまではかなりの時間が掛かります。なかなか結論を出せない場合もあります。そこは粘り強く学校が子どもにとってどういう形が一番いいかということを生徒、保護者ときちんと話していくようにしておりますし、また、今後そういうことが徹底されるようにしていきたいと思えます。

**阿部委員** 特に、私は前々から言っていたんですけど、上野丘、舞鶴とか、そういう進学校におる子どもたちというのはある程度目標を定めてずっと行っているんだよね。ところが、そうでない子どもたちの不登校とかが多いんですよ。だから、いろいろ先生方から進路指導、生活指導をしなくても、もうぴしっと自分で定めている子どもたちと、そうじゃない子どもたち、そのそうじゃない子どもたちにどう目を向けていくかというのも大事なことになると思うんですよ。そこところは期待していますから、よろしくお願ひします。

**岩武教育次長** 分かりました。おっしゃるとおりだと思いますので、しっかりやっていきたいと思えます。

**姫野高校教育課長** 今データを持ち合わせていないので、また後で。

**元吉委員長** ほかにないようですので、これをもちまして教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

**元吉委員長** それでは内部協議を行いたいのと思えますが、まず閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県内及び県外の所管事務調査について、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**元吉委員長** ただ今説明させたとおり、県内調査についてはこの委員会終了後、午後1時から、県外調査については、お配りの行程表のとおり、来年1月24日及び25日の日程で実施したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** それでは、そのようにいたします。

なお、県外調査については、今後調整が必要な事項があれば、委員長に御一任いただきますので御了承ください。

また、来年度、新しい体制になってからのことではありますが、例年5月に実施しています県内調査先の提案があれば、事務局にお知らせいただきたいと思えます。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別にないようですので、これで委員会を終わります。